

救急救命処置実施基準（案）

第 1 趣旨

この基準は、高知県救急医療協議会（地域メディカルコントロール協議会）において、救急救命士が行う救命処置について必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の表記

この基準で使用する用語表記は次の例による。

- 1 アドレナリン（エピネフリン）は、「アドレナリン」。
- 2 心室細動は、「VF」。
- 3 心静止は、「Asystole」。
- 4 無脈性電気活動は、「PEA」。
- 5 無脈性心室頻拍は、「pulselessVT」。
- 6 食道閉鎖式エアウェイは、「食道閉鎖式 AW」。
- 7 ラリングアルマスクは、「LMA」。
- 8 除細動器は、「AED」。
- 9 バッグバルブマスクは、「BVM」。
- 10 心肺蘇生法は、「CPR」。

（注）アドレナリン（エピネフリン）については、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 号に定められている日本薬局方（第十五改正日本薬局方）において、「アドレナリン」と表記されているため。

- 11 気管挿管に関する講習及び実習を修了し高知県救急医療協議会会長から認定された救急救命士は「気管挿管認定救命士」
- 12 薬剤投与に関する講習及び実習を修了し高知県救急医療協議会会長から認定された救急救命士及び第 30 回以降国家試験合格者は「薬剤投与認定救命士」
- 13 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与に関する講習及び実習を修了し、高知県救急医療協議会会長から認定された救急救命士及び第 39 回以降国家試験合格者は、「心肺機能停止前認定救命士」
- 14 高知県消防防災航空隊は「航空隊」。

第 3 運用の範囲

救急救命士の資格を有した救急隊員が、心肺機能停止状態、心肺停止又は心肺機能停止前の重度傷病者に対して救急救命処置を実施するもの、及びあらかじめ自己注射が可能なアドレナリン製剤を交付されている重度傷病者に対するアドレナリンの投与とする。

第 4 救急救命処置とは次に掲げる行為をいう。

1 特定行為（医師の具体的指示を要する）

- (1) 心肺機能停止傷病者に対する食道閉鎖式 AW 又は LMA による気道確保
- (2) 心肺機能停止傷病者に対する乳酸リングル液を用いた静脈路確保のための輸液
- (3) 心臓機能停止傷病者に対する薬剤投与認定救命士による薬剤（アドレナリン）投与
- (4) 心肺停止傷病者に対する気管挿管認定救命士による気管内チューブによる気道確保
- (5) 心肺機能停止前の重度傷病者に対する心肺機能停止前認定救命士による乳酸リングル液を用いた静脈路確保及び輸液
- (6) 心肺機能停止前の重度傷病者に対する心肺機能停止前認定救命士による低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

2 特定行為以外（具体的指示を要しない）

- (1) 包括的指示下での除細動
プロトコールに沿った医師の具体的指示を要しない AED による除細動
- (2) 自己注射が可能なアドレナリン製剤によるアドレナリン投与
- (3) 心肺機能停止前の重度傷病者に対する包括的指示下での血糖測定※
※血糖測定の実施については、心肺機能停止前認定救命士とする。

救急救命処置と認定救命士の相関図表									
	具体的指示（特定行為）						包括的指示		
	1 食道閉鎖式 AW・LMA	2 心肺機能停止後静脈路確保	3 薬剤投与	4 気管挿管	5 心肺機能停止前静脈路確保	6 ブドウ糖溶液投与	1 除細動	2 エピペン	3 血糖測定
気管挿管認定	○	○		○			○	○	
薬剤投与認定	○	○	○				○	○	
心肺機能停止前認定	○	○	○		○	○	○	○	○
上記以外の救命士	○	○					○	○	

第5 心肺機能停止状態と心肺停止

1 心肺機能停止状態とは、次に掲げる心臓機能又は呼吸機能停止の状態をいう。

(1) 心臓機能停止状態

心臓機能停止状態とは下記のア、イの両者を満たす状態である。

ア 心電図において、VF、Asystole、PEA、pulselessVT の場合。

イ 临床上、意識がなく、頸動脈、大腿動脈（乳児の場合は、上腕動脈）の拍動が触れない場合。

(2) 呼吸機能停止状態

観察、聴診器等により自発呼吸をしていないことが確認された場合。

2 心肺停止とは心臓機能停止かつ呼吸機能停止の状態をいう。

第6 救急救命処置の実施制限

1 救急救命処置は、別紙プロトコールに基づき実施するものとする。

2 別紙プロトコールとは、「心肺停止プロトコール」「包括的指示下除細動プロトコール」「食道閉鎖式 AW-LMA プロトコール」「気管挿管プロトコール」「心肺機能停止後静脈路確保プロトコール」「薬剤投与プロトコール」「エピペン実施プロトコール」「心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液プロトコール」「血糖測定及びブドウ糖溶液の投与プロトコール」である。

第7 救急救命士が指示を求める医療機関及び医師

1 指示医療機関は、消防本部 **または高知県** が協定を締結している医療機関（別紙1）とする。

なお、別紙1に変更等が生じた場合は、速やかに高知県救急医療協議会に報告する。

2 救急現場に医師が臨場している場合は、臨場医師とする。

3 その他家族の要請等により指示を求めることが適当と認められる医師とする。

第8 救急活動上の原則

1 救急活動において救急救命処置を実施する場合は、指示医及び搬送先医療機関医師と密接に連絡し、傷病者の救命を主眼とした適正な救急活動を行う。

2 特定行為は、医師の具体的指示により実施するものとする。

3 救急救命処置手順は、別紙プロトコールによるものとする。

4 救急救命処置の実施に際し判断に迷う場合は、積極的に指示医に助言を仰ぐものとする。

第9 救急活動上の留意事項

医師との連携下で報告した内容、受けた指示・助言内容、指示医師名並びに実施した処置及びその結果については、時間的経過とともに、確実に検証票に記録するものとする。

第10 救急救命処置実施要領

1 救急救命処置の実施について

救急救命士は、救急救命処置の対象者である旨を家族に説明し、実施すること。

2 家族、関係者等への接遇

- (1) 状況聴取、家族、関係者等への説明は、救急救命士が行う。
- (2) 家族、関係者等への説明は、次の事項について行う。

- ア 傷病者の観察結果
- イ 救急救命処置の内容
- ウ 搬送先医療機関

3 救急救命処置の実施場所等

- (1) 救急救命処置の実施場所

救急現場及び救急自動車内等で行う。

- (2) 処置上の留意事項

- ア 特定行為は、指示医から指示を受けた後に実施すること。
- イ 救急救命処置の実施に当たっては、走行中の場合は原則として車両を停止させ安全を確保し、実施すること。

4 指示医師との連携

- (1) 具体的な指示を受ける医師への報告は、原則救急救命士が車載携帯電話等を用いて実施するものとする。
- (2) 救急救命士が具体的な指示を得るときは、次に掲げる傷病者情報を報告し、指示医と常に連携を保つよう努めなければならない。

ア 気道確保及び気管挿管指示要請で医師に伝えるべき項目

- (ア) まず何の指示要請か明示する
- (イ) 消防本部名 **または航空隊** 及び救急救命士名と気管挿管認定の有無
- (ウ) 傷病者の年齢・性別
- (エ) 心肺機能停止か心肺停止か、及びその経緯
- (オ) 心電図所見 (Asystole・PEA・VF・pulselessVT)
- (カ) 用手気道確保、BVM での換気状態、異物による気道閉塞の有無
- (キ) 気管挿管の適応と考える根拠 (気管挿管指示要請のとき)
- (ク) 選択した気道確保器具の名称

イ 心肺機能停止後静脈路確保の指示要請で医師に伝える項目

- (ア) まず何の指示要請か明示する
- (イ) 消防本部名 **または航空隊** 及び救急救命士名
- (ウ) 傷病者の年齢・性別
- (エ) 心肺機能停止か心肺停止か、及びその経緯
- (オ) 心電図所見 (Asystole・PEA・VF・pulselessVT)
- (カ) 点滴確保場所
- (キ) 滴下状況

ウ 薬剤投与の指示要請で医師に伝える項目

- (ア) まず何の指示要請か明示する
- (イ) 消防本部名 **または航空隊** 及び救急救命士名と薬剤投与資格の有無
- (ウ) 傷病者の年齢・性別
- (エ) 心肺機能停止か心肺停止か、及びその経緯
- (オ) 心電図所見 (Asystole・PEA・VF・pulselessVT)
- (カ) 滴下状況

エ 心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液の指示要請で医師に伝える項目

- (ア) まず何の指示要請か明示する
- (イ) 消防本部名 **または航空隊**、救急救命士名及び心肺停止前資格の有無
- (ウ) 傷病者の年齢・性別
- (エ) 処置を行う理由
- (オ) 点滴確保場所
- (カ) 滴下状況

オ ブドウ糖溶液投与の指示要請で医師に伝える項目

- (ア) まず何の指示要請か明示する
- (イ) 消防本部名 **または航空隊**、救急救命士名及び心肺停止前資格の有無
- (ウ) 傷病者の年齢・性別
- (エ) 処置を行う理由 (血糖値の報告など)
- (オ) 点滴確保場所
- (カ) 滴下状況

- (3) 報告は、救急現場から傷病者を搬送先医療機関の医師に引き継ぐまで傷病者の容態変化に応じて適宜行う。
- (4) 指示医から受けた指示の内容が救急救命処置実施基準から逸脱している場合は、救急救命士又は救急隊員では実施できない旨を伝える。
- (5) 指示医との連絡が不能で具体的な指示が受けられない場合は、現行の応急処置を継続しながら医療機関に搬送するものとする。
- (6) 救急救命処置が次の理由により行い得なかった場合は、現行の応急処置を継続するとともに、その理由を指示医に報告する。

ア 家族、関係者等が拒否した場合

イ 事故現場の環境等の状況等から実施できない場合

ウ 技術的に困難な場合

5 臨場医師との連携

- (1) 救急現場に医師が臨場している場合は、基本的に当該医師の指示により活動する。
- (2) 臨場医師との連携に当たっては、救急救命士である旨を当該医師に告げて活動する。
- (3) 臨場医師からの指示内容が救急救命処置実施基準から逸脱している場合は、救急救命士又は救急隊員では実施できない旨を伝え、当該処置については臨場医師に依頼することも考慮する。

第 11 搬送先医療機関の選定

- 1 特定行為を実施した場合の医療機関の選定は、原則として指示を行った医療機関とする。ただし、傷病者の容態に応じ指示医療機関と搬送先医療機関が異なる場合もありうる。
- 2 指示を行った医療機関と搬送先医療機関が異なる場合は搬送先医療機関に連絡するとともに指示医にも報告する。
- 3 臨場医師が搬送医療機関を選定した場合は、当該医療機関へ搬送するものとする。

第 12 医師への引継ぎ

- 1 傷病者の引継ぎは、救急救命士が当該医療機関の医師に行く。
- 2 傷病者の引継ぎに当たっては、医師に対して次の事項を説明するとともに、モニター等についての記録を提示し、情報提供すること。
 - (1) 傷病者情報（性別、年齢、既往症等）
 - (2) 傷病者発生場所
 - (3) 心肺停止に至った経緯
 - (4) 傷病者のバイタルサイン
 - (5) 応急処置内容
 - (6) その他必要な事項
- 3 傷病者の引継ぎ後は、引継ぎ医師から救急救命処置に関する指導、助言等を受ける。
- 4 傷病者に使用した救急資器材の取外しに際しては、救急救命士が立ち会う。
- 5 搬送先医療機関の医師から医師の指示内容、救急救命処置及び救急活動内容について疑義の申出があった場合、指示医に報告する。

第 13 検証票

- 1 救急救命処置（血糖測定のみは除く）を行った場合は、次の事項を検証票に記録する。
 - (1) 救急救命処置を受けた者の年齢及び性別
 - (2) 救急救命処置を行った者の氏名
 - (3) 救急救命処置を行った年月日
 - (4) 救急救命処置を受けた者の状況
 - (5) 指示を受けた医師の氏名及びその指示内容
 - (6) 救急救命処置の内容及び実施した結果
 - (7) 心電図波形等（別紙添付）
 - (8) その他必要な事項
- 2 報告
 - (1) 救急救命処置（血糖測定のみは除く）を行った場合及び行い得なかった場合は、帰署（所・隊）後、検証票を作成し、消防本部の消防長（航空隊にあっては知事）に書面及び口頭により報告すること。

- (2) 初診医への報告は、搬送確認票とする。
- (3) 指示医療機関と搬送医療機関が異なる場合は、指示医療機関に第 12 の 2 (1) から (6) までの事項について報告すること。
- (4) 消防本部の消防長（航空隊にあっては知事）は、検証が必要な症例においては、検証票、活動報告書等関係書類を添えて検証医に提出しなければならない。

3 保存

検証票は、各消防本部または航空隊において 5 年間保存する。

第 14 検証票の集計

1 集計対象

1 月から 12 月までに発生した C P A 症例の検証票を集計対象とする。

2 集計表

別紙 2 で定める様式とし、必要事項について記録する。

3 報告要領

- (1) 消防本部の消防長（航空隊にあっては知事）は、2 で定める集計表を作成し、翌年の 1 月 15 日までに高知県救急医療協議会に提出しなければならない。
- (2) (1) の集計結果は、高知県救急医療協議会で報告するものとする。

4 保存

集計表は、各消防本部または航空隊において 5 年間保存する。

附 則

この基準は、平成 16 年 12 月 3 日から運用する。

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から運用する。

附 則

この基準は、平成 18 年 10 月 16 日から運用する。

附 則

この基準は、平成 20 年 7 月 2 日から運用する。

附 則

この基準は、平成 22 年 6 月 1 日から運用する。

附 則

この基準は、平成 24 年 2 月 15 日から運用する。

（心肺停止プロトコール、除細動プロトコール、食道閉鎖式 AW・LMA プロトコール）

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から運用する。

（検証票）

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から運用する。

附 則

この基準は、平成 26 年 12 月 1 日から運用する。

附 則

この基準は、平成 29 年 2 月 1 日から運用する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から運用する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から運用する。

附 則

この基準は、令和 2 年 1 月 1 日から運用する。

附 則

この基準は、令和 3 年 1 月 1 日から運用する。